

平成21年第4回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成21年12月18日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（14名）

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 3番 峯 新一 4番 三田敏和
5番 安元慶彦 6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克
9番 茂呂孝志 10番 古野啓藏 11番 福島文博 12番 亀頭寿太郎
13番 坪根秀介 14番 村上正弘

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 百留隆男・ 副町長 奥野勝利

会計管理者 末吉秋雄・ 総務課長 友岡みどり

企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治

健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長兼農業委員会事務局長 川口 彰

建設課長 古原典幸・ 教務課長 福本豊彦・ 総務係長 岡崎 浩

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成21年第4回定例会議事日程（3日目）

平成21年12月18日 午前10時00分 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第59号 上毛町税条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第60号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第61号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

日程第 5 議案第62号 土地改良事業計画の変更について

日程第 6 発議第 5号 日米間におけるFTA（自由貿易協定）に関する意見書について

日程第 7 発議第 6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について

日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

日程第 9 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。礼。

ただいまの出席議員は、全員です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料として配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

○議長（村上正弘君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、12月8日の本会議で各常任委員会に審査を付託した案件について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告をいただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますけど、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長あてに提出されておりますので、運営資料中に写しをお配りをしております。

各委員長報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、お手元に配付した各氏の出席を認め、会議に出席をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これより、各常任委員長から、委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。なお、さきに申し上げましたが、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告をいただきますので、議事日程は変更になります。

討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解ください。

○議長（村上正弘君）日程第3、議案第60号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第61号 平成21年度上毛町一般会

計補正予算（第5号）（所管分）、以上2件を議題とします。

文教・厚生常任委員長の報告を求めます。

増矢委員長。

○文教・厚生常任委員長（増矢年克君）おはようございます。文教・厚生常任委員会から報告いたします。

当委員会は、12月14日午前8時55分開会、午前10時25分閉会、議会中小会議室において、町長以下執行部の出席をもって開会いたしました。

当委員会に付託された案件は、町長提出の条例1件、予算案1件、合計2件です。

以下、付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第60号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。
質疑なし。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第61号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第5号)（所管分）について。
初めに、総務課長の総括説明を求め、質疑を行いました。

質疑、地方交付税の2億6,000万円の留保財源と年度末までに交付される交付金は今年度の事業に充当するのか。答弁、留保財源は3月補正で精査し、余剰財源が生じれば基金に積み立てし、また、当初予算で基金を取り壊した財源として充当しているものを取りやめ、普通交付税を充当し調整を行う。また、22年度以降は築上東高校跡地の用地代、中学校の体育館建設事業費に係る財源に相当必要とするので、公共施設整備基金に若干積み立てを行いたい。

質疑、地域活性化・経済対策臨時交付金の事業の中で、町外業者は何社ありますか。
答弁、げんきの杜の太陽光発電設置事業と消防車の購入の2社です。

質疑、本店のない支店のみの業者を、今後、入札に指名していくのかどうか。答弁、入札の指名指定については、業者の業務内容がすぐれているのか品質管理がしっかりしているのか等を、勘案して選定しております。

質疑、内容がよければ、プレハブだけの業者も指名に入れるということですか。答弁、事務所を置いているかということではなく、御意見については精査するので、時間をいただきたい。

続いて、各担当課長の説明に入りました。

質疑、シルバー人材センターの説明に65名の参加があったが、全員シルバー人材センターに入会するのか。答弁、シルバー人材センターの説明会には、興味のある方が出席されているが、すべての方の入会にはつながらないと思います。

質疑、シルバー人材センターの財産の状況の負債の分の流用負債は、仕事をしてお金を払っていない未収金と考えていいのか。答弁、月がかかった関係で、支払いが一月おくれとなることもあり、また、年度を超えるとときにこういった金額が生じることということです。

質疑、シルバー人材センターを実施した場合の連合会の交付金は増額するのか、また、町の補助金は幾らぐらいなのか。答弁、連合会の交付金は、シルバー人材センターの規模に応じてランク分けされており、上毛町が加入してもランクは変わらず、交付金は従来どおりです。補助金の見込みは450万円前後必要と考えております。

質疑、シルバー人材センターを町単独で運営した場合の費用試算の方法は。答弁、豊前市のシルバー人材センターの事業収入に上毛町の単独分を乗せかえ、案分計算したものです。

質疑、新吉富保育所の臨時職員賃金は280日分計上しているが、何名分の計上ですか。答弁、臨時職員2名で、内訳は7月から1、2歳児がふえたため1名180日分、ゼロ歳が11月からふえたため1名100日分で、2名合計280日分です。

質疑、文化財発掘調査のバックホーの借上料は1日幾らか。答弁、町で行う場合は4万円から5万円で、東九州自動車道の関連では燃料代、人件費を含め6万円です。

質疑、設計の建築確認申請書が著しく難しくなっているが、中学校の屋内運動場の建設予定は計画どおり準備は進んでいるのか。答弁、建築確認申請手続は以前に比べ審査が厳しくなり、70日前後かかります。早目に前倒しして行うため計上しております。

質疑、文化財発掘調査作業員賃金は、日数にすれば何日ぐらいになるのか、バックホー借上等があるが、他のものが含まれているのか。答弁、作業内容によっては賃金が若干違いますが、日数は延べ4,000日ぐらいです。バックホー借り上げのほかに含まれているのは、仮設トイレや測量器具等です。

質疑、建てかえであれば1年間屋内運動場の施設は利用できないが、部活や体育の事業はどこをどのように活用するのか。答弁、旧技術科棟を改修し使用する予定で、

町内の体育館も必要となると思うが、その辺は学校と調整していきます。

質疑、授業や部活のための町内体育館使用についての経費はどのくらいと考えているのか。答弁、マイクロバスの運転賃金など必要となり、学校側と回数などの熟慮、煮詰めて、今後、総務課と予算折衝を行う予定であります。

質疑、ずっと特定の業者に指定したような形で、バックホーは借り上げているのか。答弁、年度初め、見積もり入札を実施し、一番安い業者と契約をしております。

質疑、公用車購入のエコカー減税の補助金は。答弁、マイクロバスが30万円で、他の公用車で10万円の合計40万です。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

以上で、報告を終わります。

○議長（村上正弘君）文教・厚生常任委員長の報告が終わりました。

○議長（村上正弘君）続きまして、日程第2、議案第59号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第61号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第5号）（所管分）、日程第5、議案第62号 土地改良事業計画の変更について、日程第6、発議第5号 日米間におけるFTA（自由貿易協定）に関する意見書について、日程第7、発議第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について、以上5件を議題といたします。

総務、産業・建設常任委員長の報告を求めます。

大山委員長。

○総務、産業・建設委員長（大山 晃君）おはようございます。それでは、総務、産業・建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、12月15日、議会中小会議室において、総務、産業・建設常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって午前8時56分開会、10時00分閉会をされました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の条例案1件、予算案1件、その他1件の3件と、議員発議2件、計5件です。

当委員会に付託されました案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

議案第59号 上毛町税条例の一部を改正する条例について。

前納されている方は何名ですかとの質疑に対し、住民税では750人程度、固定資産税では2,500人程度との答弁でした。

前納による納税額はどの質疑に対し、2億6,200万円との答弁でした。

前納報奨金制度のもたらす財政運営上の効果はどの質疑に対し、町の税収は7億5,000万程度で予算規模の14%程度の構成比となり、前納報奨金制度による納税額で財政運営がスムーズになるような金額ではないとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第61号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第5号)(所管分)について。

最初に、総務課長の総括説明を受け、総括説明における質疑はありません。

次に、担当課長の説明を受け、説明に対する質疑は、活力ある高収益型園芸作物育成事業費補助金の対象となる作物、また、補助金交付予定者は何名ですかとの質疑に対し、1名の認定農業者と作物はブロッコリー、ゴボウとレタスとの答弁です。

防獣用電気柵等設置補助金はすべて補助になるのかとの質疑に対し、資材費のみ100%補助となりますとの答弁です。

松本地区の地籍調査の対象面積はどの質疑に対し、0.31キロ平方メートルですとの答弁です。

荒廃林作業道等で工事費の不用となった理由はどの質疑に対し、この事業は100%県補助で補助金のカットによるものですとの答弁でした。

荒廃林作業道等工事費は不用となって、なぜ荒廃林地調査委託料が追加されたのかとの質疑に対し、本年度及び次年度以降、前倒し調査をするための追加費でございますとの答弁でした。

荒廃林地森林事業は当初32ヘクタールを見込んでいたが、実績はどの質疑に対し、今年度は27ヘクタールですとの答弁です。

間伐材等加工流通施設整備事業補助金は、当初651万1,000円を補助することだったが、今回の補正はそれに対して増額かとの質疑に対し、今回の補正額は販売施設等の整備としての補助ですとの答弁です。

説明では入札残が生じたためとのことだが、そのための道路改修事業は実施するかとの質疑に対し、地域活性化・経済対策臨時交付金を充当した事業なので100%

の事業支出をする必要があり、今回、新たな計画箇所を1カ所工事をしたいということで計上いたしました。

反対討論あり。

採決の結果、起立多数で可決をいたしました。

次に、議案第62号 土地改良事業計画の変更についてですが、質疑、討論なし。

全会一致で可決をいたしました。

次に、発議第5号 日米間におけるFTA（自由貿易協定）に関する意見書については、質疑、討論なし。

採決の結果、全会一致で採択をいたしました。

発議第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について。

もう少し詳しく説明をしていただきたいという御意見がございまして、貸金業者の体制が整っていないなどの理由のため完全施行延期などの論調があり、国は業者の整備まで施行を待とうとしているが、それでは自己破産者や多重債務者の急増を招きかねない。そのため、改正貸金業法の早期完全施行が必要とされるためとの説明を受けました、討論なし。

採決の結果、全会一致で採択をいたしました。

以上で、総務、産業・建設常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）総務、産業・建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。

○5番（安元慶彦君）私の聞き間違いかも知れませんが、再度、増矢委員長に報告をお願いしたいと思います。文化財の関係のところ、バックホーか何かの関係で4,000日とかいうことの報告じゃなかったかと思うんですけど、そこら辺をもう1回。（「延べ人数で4,000人と」と呼ぶ声あり）

○議長（村上正弘君）増矢議員。

○文教・厚生常任委員長（増矢年克君）ここは4,000人の、4,000日ですか。延べ人員です、4,000人ちゅうのは。

○5番（安元慶彦君）4,000人ですか。

○文教・厚生常任委員長（増矢年克君）はい。延べ人数です。

○5番（安元慶彦君）わかりました。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで質疑を終わります。

これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

○議長（村上正弘君）日程第2、議案第59号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第59号 上毛町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第3、議案第60号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第60号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第4、議案第61号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第5号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君） 起立多数。よって、議案第61号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第5、議案第62号 土地改良事業計画の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君） 全会一致。よって、議案第62号 土地改良事業計画の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第6、発議第5号 日米間におけるFTA（自由貿易協定）に関する意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 起立多数。よって、発議第5号 日米間におけるFTA(自由貿易協定)に関する意見書については、原案を採択することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第7、発議第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、発議第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書については、原案を採択することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（村上正弘君） 日程第9、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

平成21年第4回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時29分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年12月18日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員